

使用料規程

第 I 章 総則

1. 目的

この規程は、一般社団法人 学術著作権協会（Japan Academic Association for Copyright Clearance 以下略称 J A A C C という）が管理する国内著作物および海外管理著作物の利用範囲および使用料を定めることを目的とする。

2. 定義

この規程における用語の定義は次の通りとする。

- 1) 「複写」とは、紙またはフィルム形式の著作物の複写による複製をいう。
- 2) 「譲渡」とは、複写物を公衆に提供することをいう。
- 3) 「送信」とは、「複写」に伴うファクシミリによる著作物の公衆送信をいう。
- 4) 「複写目的電子化」とは、著作物の複写利用を目的とし、著作物の画像入力によるファイルを作成し、コンピューターに蓄積することをいう。
- 5) 「複写権等」とは、「複写」、「譲渡」、「送信」および「複写目的電子化」に係る権利をいう。
- 6) 「委託」とは、「複写権等」の行使の委任をいう。
- 7) 「出版物の小部分」とは、出版物全体の 30% または 60 頁の何れか少ない方を超えないことをいい、また「少数数」とは、20 部以内をいう。

3. 契約の締結

J A A C C が複写権等（その権利の一部または全て。以下同じ）の委託を受けている国内著作物および海外管理著作物について、複写に係わる利用（以下「複写利用」という）をしようとする者は、本規程に定める方式により、J A A C C と複写利用に関する許諾契約書を締結しなければならない。ただし、著作権法に別段の定めがあるときは、この限りではない。

4. 区分

J A A C C が複写権等の委託を受けている著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。

1) 国内著作物の複写（第 II 章）

- (1) 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写（第 II 章 1.）
 - ① 出版物の小部分かつ少数数の複写
 - ② その他の複写（①の範囲を超える複写）
- (2) 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的とする複写（第 II 章 2.）
- (3) 著作物の複写を目的とする電子化とその利用（第 II 章 3.）

2) 海外管理著作物の複写（第 III 章）

- (1) 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的とする複写（第 III 章 1.）
 - ① 個別許諾および個別期間限定許諾（TRS）方式による複写
- (2) 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写（第 III 章 2.）

①調査・年間許諾（AAS）方式による複写

5. 実態調査による使用料決定方法

1) 業種別に実態調査を行い使用料を決定する方法（第二章2.-1）-（3）及び第三章2.-1）-（3）-①に適用）

- (1) 利用者毎に5週間の複写実態調査を行う。その結果の複写枚数（A）を利用者が属する業種別に集計し、これを10倍（50週＝1年）して業種別の年間複写総枚数（ ΣA ）を算出する。
- (2) 複写実態調査とともに、利用者の複写使用者調査を行う。利用者が提出する複写使用者の人数（B）を業種別に集計し、業種別複写使用者総数（ ΣB ）を算出する。
- (3) 業種別年間複写総枚数を業種別複写使用者総数で割った数字を、業種別年間一人当たりの平均複写枚数とする（ $\Sigma A / \Sigma B$ ）。
- (4) 業種別年間一人当たりの平均複写枚数に、著作物1頁当たりの単価を乗じて、業種別複写使用者一人当たりの年間使用料（C）を決め、これを利用者へ通知する。
- (5) 所属業種の複写使用者一人当たりの年間使用料（C）に、利用者の複写使用者数（B）を乗じた金額を、利用者の年間使用料とする。

2) 利用者毎に実態調査を行い使用料を決定する方法（第三章2.-1）-（3）-②に適用）

- (1) 業種別に複写使用者一人当たりの年間使用料を決定することが困難な場合は、ある期間、利用者による5週間の実態調査で得られた複写枚数を10倍して、これに著作物1頁当たりの単価を乗じて得た金額を年間使用料とする。
- (2) 契約後2年目の年間使用料を決定する場合は初年度の実態調査によって算出される計算値と2年目の計算値の平均値を当該年度の年間使用料として請求する。以後翌年度以降も同様の計算を行う。

尚、計算値は次のように算出する。

- ① 実態調査を実施する場合：5週間の実態調査で得られた複写枚数を10倍して、これに著作物1頁当たりの単価を乗じて得た金額とする。
- ② 実態調査を実施しない場合：前年度の実態調査で得られたデータのうち当該年度の委託著作物に該当する枚数を10倍し、これに著作物1頁当たりの単価を乗じて得た金額とする。

3) 複写実態調査の基本（第二章2.-1）-（3）および第三章2.-1）-（3）-①、②に適用）

- (1) 利用者は、JAACCが実施する複写実態調査（以下調査という）に対し、JAACCに対し協力しなければならない。
- (2) 調査の対象は、複写実態調査と複写使用者調査とする。
- (3) 複写実態調査の期間は、5週間とする。
- (4) 調査は原則として2年に1回の割合で実施する。
- (5) JAACCは、利用者へ調査依頼を行った後、調査が正確に行われるよう、必要に応じて現地における調査状況を確認することができる。

第二章 国内著作物の複写

（本章における「著作物」はJAACCが権利委託を受けている国内著作物とする）

1. 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写

1) 出版物の小部分かつ少数の複写

(1) 契約方式

利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結しなければならない。

- ① 個別許諾契約：複写を行う都度、J A A C Cから許諾を得、使用料を支払う方式。
- ② 包括許諾契約：一定期間の複写を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。
 - (i) 実額方式：期間内に行われた複写利用の実態に基づいて使用料を算出し支払う方式。
 - (ii) 定額調査方式：予め行う調査によって推計する著作物の期間内の複写量に基づいて、使用料を算出し支払う方式。

(2) 使用料

①個別許諾契約

使用料＝2円×複写される著作物の頁数×複写部数

②包括許諾契約

(i) 実額方式：契約期間の使用料＝2円×期間内複写量

(ii) 定額調査方式：契約期間の使用料＝2円×期間内推計複写量

但し、①、②共にファクシミリ送信を伴う複写およびファクシミリ送信のみの利用の場合は2円を10円として適用する。

2) その他の複写（第I章2.-7)）の範囲を超える場合の複写)

(1) 契約方式

利用者は、前項 1) - (1) に規定する個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結しなければならない。

(2) 使用料

前項 1) - (2) に規定する個別許諾契約及び包括許諾契約に関する使用料の単価2円を10円として適用する。

2. 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的とする複写

1) 契約方式

J A A C Cが管理する国内著作物の複写物を頒布（第三者への提供）することを目的として複写しようとする者は、J A A C Cと、次の3種類の許諾契約のいずれかの方式による許諾契約を締結しなければならない。

- (1) 個別申請方式：複写利用する著作物を特定した個別の申請に基づき、使用料を支払う条件で許諾契約を締結する方式。
- (2) 期間限定一括方式：3ヶ月以内の利用計画をとりまとめた利用者の事前申請に基づき、許諾契約を締結し、利用者が結果を報告し、使用料を支払う方式。
- (3) 業種別包括方式：特別に頒布（第三者への提供）を許諾する場合として業種別に年間使用料を支払う条件で許諾する方式。（第I章5.-1) に定める方法)

2) 許諾の範囲

- (1) J A A C Cが利用者に許諾を与える範囲は、著作物の60頁以内で100部以内での複写を原則とする。
- (2) (1) の複写に伴い著作物について送信を行うこと。

3) 使用料とその定め方

- (1) 許諾契約における使用料は、著作物1頁につき1部10円とする。この金額は、著作物の複写権および複写物を頒布（第三者への提供）する権利（譲渡権）の使用料を含む。
- (2) 本節（第II章2.) - 1) - (3) の場合は第I章5.-1) に定める方法にて著作物1頁当

たりの単価10円を用いて使用料を決定する。

4) 頒布の場合の表示義務

(1) 利用者は、頒布(第三者への提供)する複写物に、著作権表示および無許諾での二次的複写等が許されないことを明記しなければならない。

(2) 頒布(第三者への提供)が有償、無償を問わず上記表示をすること。

3. 著作物の複写目的電子化とその利用

1) 利用範囲

利用者に許諾を与える利用範囲は、次のとおりとする。

(1) 著作物の画像入力によるファイル(以下「イメージファイル」という)を作成し、利用者のコンピューターに蓄積すること。

(2) 複写物の作成に必要な検索情報を作成し、コンピューターに蓄積すること。

(3) 利用者に所属する者がイメージファイルを閲覧し、利用者の構内で複写物を作成すること。

(4) (3)により作成した複写物を公衆に譲渡すること。ただし、譲渡する複写物の量は必要最低限度とし、提供する複写物には、著作権表示および無許諾の二次的複写等が許されないことを明記しなければならない。

(5) (3)の複写に伴い著作物について送信を行うこと。

2) 契約方式

J A A C Cが管理する限定的国内著作物を、複写目的で電子化し、利用しようとする者は、J A A C Cと、本節(第Ⅱ章3.)に定める方式により許諾契約を締結しなければならない。

3) 禁止事項

本節(第Ⅱ章3.)-1)の利用範囲には、次の事項を含まない。

(1) 著作物を改変すること。

(2) イメージファイルを本節(第Ⅱ章3.)-1)-(3)以外の目的に利用すること。

(3) イメージファイルを第三者に譲渡または貸与すること。

4) 使用料

著作権の使用料は、次のとおりとする。

(1) 電子化料金 : 本節(第Ⅱ章3.)-1)-(1)に係る使用料、著作物1頁につき30円。

(2) 複写料金 : 本節(第Ⅱ章3.)-1)-(3)~(5)に係る使用料、著作物1頁につき1部10円。

ただし、本節(第Ⅱ章3.)-1)-(3)の利用のうちイメージファイルを閲覧するのみの場合は使用料は不要とする。

5) 使用料の支払い

利用者は、許諾契約に基づき締切日毎に、J A A C Cに対し著作物の利用実績を報告し、本節(第Ⅱ章3.)-4)に定める使用料を支払わなければならない。

第Ⅲ章 海外管理著作物の複写

(本章における「著作物」はJ A A C Cが権利委託を受けている海外管理著作物とする)

1. 著作物の複写物の頒布(第三者への提供)を目的とする複写

1) 個別許諾および個別期間限定許諾 (TRS) 方式による複写

(1) 契約方式

- ① 個別許諾方式：複写利用する著作物を特定した個別の申請に基づき許諾する方式。
- ② 個別期間限定許諾 (TRS) 方式：契約の有効期間を1年以内に限定し、3ヶ月毎に複写した著作物のタイトル・複写量を報告し、それに基づいて許諾する方式。

(2) 許諾の範囲

許諾の範囲は次の利用を含む。原則として著作物の小部分かつ少数の複写利用とし、必要と認められる範囲内とする。複写物の使用は国内に限定される。

- ① 著作物または著作物の複製物を紙・フィルム等に複写すること。
- ② ①による複写物を頒布（第三者への提供）すること。
- ③ ①の複写に伴い著作物について送信を行うこと。

(3) 使用料

- ① 使用料は、著作物の複写1頁1部につき、80円とする。
ただし、海外管理著作物のうち、委託者が指定した著作物については、委託者が決定した額とする。
- ② 利用者は、許諾契約に基づき締切日毎に、J A A C C に対し著作物の利用実績を報告し、本節（第三章1.）-1）-（3）-①に定める使用料を支払わなければならない。

(4) 頒布（第三者への提供）の場合の表示義務

利用者は、第三者に提供する複写物に、著作権表示および無許諾での二次的複写等が許されないことを明記しなければならない。

ただし、次の3条件をすべて満たす場合は頒布（第三者への提供）目的の利用もAAS方式による複写の許諾の範囲に含ませることができる。

- ① 頒布により対価を取らないこと
- ② 著作物の小部分かつ少数の複写
- ③ 継続的かつ反復的に頒布しないこと

2. 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写

1) 調査・年間許諾 (AAS) 方式による複写

(1) 契約方式

予め本節（第三章2.）-1）-（3）に定める方法により算出される年間複写使用料を支払う条件で許諾する方式。

(2) 許諾の範囲

許諾の範囲は次の利用を含み、頒布（第三者への提供）目的の利用は含まない。原則として著作物の小部分かつ少数の複写利用とする。

- ① 著作物または著作物の複製物を紙・フィルム等に複写すること。
- ② ①の複写に伴い著作物について送信を行うこと。

(3) 使用料とその定め方

この方式における複写利用の年間複写使用料は、次の方法により定める。

①業種別に行う実態調査による使用料決定方法

(i) 第I章5.-1)に基づき1頁当たり単価50円と定める料金に従い、業種別に行う実態調査による使用料決定法に従い実態調査で得られた複写枚数と使用者数から年間使用料を決定する。

(ii) 前節(第III章1.)-1)項ただし書きによる外部頒布を含む許諾契約を行う場合は著作物1頁当たりの単価80円を乗じて年間使用料とする。

②利用者毎に行う実態調査による使用料決定方法

(i) 業種別に複写利用者一人当たりの年間使用料を決定することが困難な場合、第I章5.-2)に基づき5週間の実態調査で得られた複写枚数を10倍して、これに単価50円を乗じて年間使用料を決定する。

(4) 使用料の支払い

① 本節(第III章2.)-1)- (3)により利用者の年間使用料が算出された後、J A A C Cは利用者に対して年間使用料を請求する。利用者は、請求書を受け取った日から2ヶ月以内に支払わなければならない。

附則 この使用料規程は、2009年8月18日から実施する。